

## 令和6年度 唐津市会計年度任用職員 募集案内

唐津市では、令和6年4月1日から任用する会計年度任用職員を次のとおり募集します。

### 会計年度任用職員とは

会計年度任用職員は、地方公務員法に定められた**一般職の地方公務員**で、任期の定めのある**非常勤の職員**です。

唐津市では、会計年度任用職員を、従事する業務の内容や任期に応じて、「**年間雇用**」と「**短期雇用**」の大きく2種類に区分しています。

	年 間 雇 用	短 期 雇 用
従事する業務	常勤職員に準じた業務など (※1)	定型的または補助的な業務 (※1)
任 期	1年以内（一会計年度内） (※2)	6か月未満
報 酬	職種、勤務形態ごとに異なる	
期末手当・勤勉手当	あり (※3)	なし
時間外勤務手当 休日勤務手当 特殊勤務手当 など	あり	あり
通勤手当	あり	あり

※1 業務内容は職種ごとに異なります。

※2 任期中の勤務成績が良好な場合は、翌年度も再度任用（更新）されます。

※3 常勤職員の例により支給します。

## 1 応募期限

**※随時、受け付けています。**

## 2 応募資格

地方公務員法第16条（欠格条項）の規定に基づき、次に該当する人は応募できません。

- 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの人
- 唐津市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した人

職種によっては資格や関連業務の従事経験等が必要な場合があります。詳しくは「会計年度任用職員（年間雇用）募集一覧」（市のホームページに掲載）をご確認ください。

なお、年齢制限はありません。唐津市外に在住の人も応募可能です。

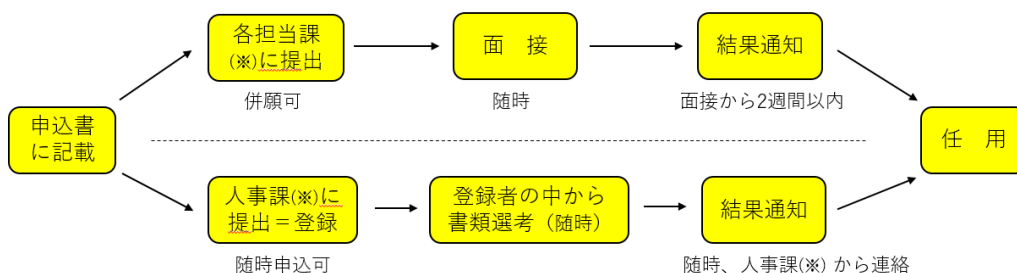
### 3 応募方法など

募集する職種や応募方法、選考方法は、「年間雇用」と「短期雇用」で異なります。

	年 間 雇 用	短 期 雇 用
募集する職種	別紙に、募集する職種の一覧を掲載しています。詳しい業務内容や応募資格、勤務条件等については、各担当課にお問合せください。	別紙に、令和6年度中に雇用を予定している短期雇用の主な職種の一覧(※)を掲載しています。詳しい業務内容や雇用期間、勤務条件等については、人事課(教育委員会の場合は教育総務課)にお問い合わせください。
応募方法	会計年度任用職員雇用申込書に必要事項を記入の上、応募期限までに募集職種一覧に記載された各担当課(教育委員会の場合は教育総務課)に直接提出してください。	会計年度任用職員雇用申込書に必要事項を記入の上、応募期限までに人事課(教育委員会の場合は教育総務課)に直接提出してください。 なお、短期雇用は登録制のため、応募の際に職種や勤務場所を選択いただく必要はありませんが、ご希望がある場合は、担当者へお伝えください。
選考方法	面 接	書類選考
選考の流れ	募集一覧に掲載する各担当課で、随時面接を実施します。 面接の詳しい日時については、申込書を提出された際に、担当課からお知らせします。面接の日時が未定の場合または変更となる場合は、後日、担当課からご連絡をします。	人事課(教育委員会の場合は教育総務課)への申込書の提出・受付をもって登録完了となります。 登録者の中から、令和6年4月初日から雇用する人を書類選考し、採用者を決定します。
選考結果	面接実施日から2週間以内に、各担当課から選考結果(採用・不採用)を通知します。	採用者には令和6年3月上旬までに人事課(教育委員会の場合は教育総務課)からご連絡します。 令和6年5月以降の雇用については、登録者の中から随時書類選考し、採用者を決定します。

※ 短期雇用は「登録制」としており、各課の繁忙期などに合わせて、登録者の中から書類選考の上、採用者を決定しますので、具体的な配属先や雇用時期などが記載されていないものもあります。詳しい情報については、人事課(教育委員会の場合は教育総務課)にお問い合わせください。

#### ○ 応募から任用までの流れ (上段は年間雇用の場合、下段は短期雇用の場合)



※ 教育委員会の場合は教育総務課

## ○ 応募に関する注意事項

- 応募にあたっては、本人が担当窓口へお越しのうえ関係書類を提出してください。  
なお、年間雇用については担当課にあらかじめ電話連絡のうえ、簡易書留郵便による郵送や代理での申し込みも可能です。
- 2次募集以降は、年間雇用の職種の併願は可能です。（1次は併願不可）
- 年間雇用に申し込みをした人は、面接の結果、不採用となった場合に、短期雇用に申し込み（登録）をすることができます。その場合は、申込書の所定の欄にチェックを入れてください。
- 短期雇用に申し込みをする人で、勤務できる日数（時間・時期）に制限がある人は、会計年度任用職員雇用申込書の所定の欄に、その旨を記入してください。
- 唐津市では障がい者雇用を推進しています。障がいのある人は、申込書の裏面に必要事項を記入してください。
- その他、申込書の記載にあたっては、記載要領をよく読んでください。

## 4 その他

### （1）個人情報の取り扱いについて

会計年度任用職員雇用申込書に記載された個人情報については、本市の会計年度任用職員の選考および雇用手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。

### （2）会計年度任用職員雇用申込書について

会計年度任用職員雇用申込書は、市のホームページからダウンロードできるほか、総務部人事課（唐津市役所本庁3階）、教育委員会事務局教育総務課（大手口別館6階）、各市民センター総務・福祉課の窓口で配布しています。なお、市販の履歴書では申し込みの受付ができませんので、**必ず会計年度任用職員雇用申込書を使用してください。**

### （3）条件付採用について

地方公務員法の規定に基づき、採用は全て条件付のものとし、採用後1か月を良好な成績で勤務したときに、会計年度任用職員として正式採用となります。

### （4）任用について

任用開始にあたっては令和6年度予算の成立が条件となりますので、あらかじめご了承ください。

### （5）任用期間について

会計年度任用職員（年間雇用）の任期は1年（一会計年度）以内ですが、任期中の勤務成績が良好な場合は、翌年度も再度任用（更新）される場合があります。再度任用（更新）できる回数の上限は2回としていますが、上限に達した後も、改めて同一職の会計年度任用職員に応募することは可能です。なお、事業の見直しや組織再編、施設の民営化等に伴い、会計年度任用職員の職が廃止される場合もあります。